

建設委員会記録

1 日 時 令和2年6月19日（金曜日）

開 会	午前10時13分
休 憩	午前10時28分
再 開	午前11時11分
休 憩	午前11時16分
再 開	午前11時34分
閉 会	午後 0時04分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長	押 田 大 祐
副委員長	尾 上 一 彦
委 員	岡 部 享
//	竹 田 勝
//	佐 藤 則 寿
//	村 上 和 久
//	村 家 博
//	柞 山 数 男
//	五 本 幸 正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	相澤	充則
局次長	河部	勝巳
参事（警防課長）	原野	理
総務課長	石井	誠
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸	智人

【活力都市創造部】

部長	中村	雅也
部次長	大沢	一貴
部次長（技術担当）	狩野	雅人
参事（都市計画課長）	村井	真哉
交通政策課長	野村	知範
富山駅周辺地区整備課長	山崎	哲志
路面電車推進課長	高田	秀昭
活力都市推進課主幹（調整担当）	谷島	洋

【建設部】

部長	舟田	安浩
部次長	中村	敏之
部次長（技術担当）	酒井	正道
河川課長	経澤	陽一
道路構造保全対策課長	野上	一成
公園緑地課長	谷井	隆彦
市営住宅課長	片山	建
土木事務所管理課長	村田	友康
建設政策課主幹（調整担当）	竹内	宗健

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	本田	宏之
議事調査課主査	金井	沙織
議事調査課主任	田伏	由佳

7 会議の概要

委員長 これより、令和2年6月定例会の建設委員会
を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、村
家委員、柞山委員を指名いたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行いま
す。
議案第111号 富山市消防団員等公務災害
補償条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第119号 財産取得の件（救助工作車
Ⅲ型1台）、
以上2件を一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第111号、議案第119号、
以上2件を一括して討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第111号、議案第119号、
以上2件を一括して採決いたします。

各案件について、原案どおり決することに御
異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、消防局所管分の議案の審査を終了い
たします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第6号 専決処分報告の件（損害賠償請
求に係る和解の件）中、専決第19号
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

総務課長

〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
 次に、
 令和2年5月補正予算で整備する「次亜塩素酸水生成装置」等の取扱いについて
 当局の報告を求めます。

総務課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

村上委員 今ほどの説明で矛盾点は大体解けたのですが、前回、5月臨時会の建設分科会で私の質問に対しては「病院に傷病者を搬送してすぐにです」と、「病院ですぐに脱いで廃棄したり清拭したりして出勤に備えております」と答えておられました。
 先ほどの説明では、署に帰るまで防護服を脱がないという話でしたが、前回の説明が違っていたのか、私の勘違いなのか、別の事案なのか、どうなのでしょう。

消防局長

先ほど説明した、署に帰るまで脱がないというのは、あくまで陽性が確定した方、新型コロナウイルスに感染していますよという方に関してです。その場合は、消防局で脱ぐなどしておりますが、疑いのある方の搬送に関しては病院の敷地内ですぐに除染するという形にしております。あくまで疑いですので。

消防局で疑いのある方としておりますのは、37度以上の発熱や呼吸困難と、大きい幅で捉えております。その中で外してはならない—大きい幅があるものですから、疑いに関しては病院の敷地内ですぐに全てを除菌することとしております。

1回1回、全て署に帰しますと、どうしても時間がかかりますので、そのためにも病院の中で消毒液を出して消毒して、備えられるようにしております。

陽性が確定した場合と疑いのある場合の対応は、少し変えております。

村上委員

そのとおり、私も疑いがある場合というふうに前回聞いたので—大体合っているのですよ—疑いと確定している場合の違いについて説明をしていただければ、それでよろしいと思います。

委員長 ほかには質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前 10時28分 休憩

~~~~~

午前 11時11分 再開

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。

議案第108号 富山市富山港線路面電車事業助成基金条例の一部を改正する条例制定の件

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

路面電車推進課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡部委員 路面電車が南北接続されましたので、この条

例改正は当然必要なことなのだろうと思っ  
ているのですけれども、これまでの基金の出  
入りについて、実際にどのようなことに使  
われたのかお伺いします。

路面電車推進課長

この基金については、そもそも平成16年度  
に創設したものとなります。積立てについ  
ては、まず平成16年度に市が1億3,500  
万円を積み立て、同じ年度に県から補助金7,  
000万円を頂いております。

市民や企業の皆様から頂いた寄附につい  
ては、環状線が開業する平成21年まで温  
かい御支援を頂きまして、5,875万円を  
超える寄附金を頂いております。

昨年、富山ライトレール株式会社と富山  
地方鉄道株式会社の合併に伴って、本市  
が保有しておりました株式を売却いたし  
ました。その売却益1億6,500万円も  
基金に積立てをしており、さらに今申  
したものの運用利子も500万円以上ご  
ざいまして、合計4億3,380万1,  
151円を積立てしております。一方、  
取崩しについては、これまでに3回取  
り崩しています。平成19年度に1億2,  
000万円を、平成21年度には2,200  
万円、令和元年度一昨年度ですがー5,  
100万円で、合わせまして1億9,693  
万円を



レールや踏切の交換、枕木の交換といったような施設の更新の経費に活用させていただきました。

ちなみに、令和2年5月末時点の残高につきましては、積立てと取崩しの差額ということになりますので、5月末現在では2億3,687万1,151円が当該基金の残高になります。

尾上委員

一般市民の方からも寄附を頂いているということで、大変いい基金だと思いますし、これから維持管理をしていくためにはそれなりにお金も必要だというふうに思いますので、これからも有効に活用していただきたいと思います。またPRを一生懸命していただいて、なるべく基金残高が増えていくような形にしていただければいいかなと思います。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第108号の討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を  
終了いたします。

午前 11時16分 休憩

~~~~~

午前 11時34分 再開

委員長

建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。

議案第109号 富山市都市公園条例の一部
を改正する条例制定の件、

議案第110号 富山市営住宅条例等の一部
を改正する条例制定の件、

議案第115号 工事請負契約締結の件（八
田橋架替（旧橋脚撤去）工事）、

議案第116号 工事請負契約締結の件（水橋東部1号橋架替工事）、
議案第118号 特定事業変更契約締結の件（公営住宅月岡団地第3期街区建替事業）、
以上5件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

公園緑地課長 〔議案第109号について、
議案説明資料により説明〕

市営住宅課長 〔議案第110号について、
議案説明資料により説明〕

道路構造保全対策課長 〔議案第115号について、
議案第116号について、
議案書により説明〕

市営住宅課長 〔議案第118号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

村上委員 古い話ですが、合併前から富山城址公園の整備計画には幾つも変遷があって、カスケードがあつたり、堀端があつたり、堀があつたり、

昔でいう児童公園みたいな遊具のような絵も見たし、とんでもないですが、お堀に舟橋が浮かんでいたりという絵も見たことがあります。今既存の整備計画もどうなっているのか記憶にないぐらいですが、くすり関連施設ですとか、教育委員会ではプラネタリウムも含めた何とかというものもあって、よく分からなくなっています。

よく言えば可能性がいっぱいある、悪く言えば方向性が定まらないのですが、中長期的な公園全体のパークマネジメントはどのようなものをイメージすればいいのか教えていただけますか。

公園緑地課長

富山城址公園の将来的なイメージにつきましては、今回の6月定例会で、行政経営課が富山城址公園パークPFI等検討調査業務委託の予算を要求しております。

その業務の中で、城址公園全体の将来ビジョンですとか、松川周辺エリア及びくすり関連施設への民間活力導入可能性、城址公園内の各施設を活用した収益性向上の方策や事業スキーム、そういったものについて具体的な調査、検討を行うこととしております。

公園緑地課としましては、現時点で将来的なイメージはお示しできないのですが、今後、

行政経営課の調査検討結果を踏まえてお示し
できればというふうに考えております。

村上委員 そういう説明をずっと聞いてきた気がするわけ
です。合併以来一合併前から聞いてきたよ
うな気がするので、何でこう定まらないのか、
そこを聞きたかったのですが、やはり定まら
ないのでしょうか。

建設部長 村上委員が言われるとおり、今までいろい
ろな変遷がありまして、一部では何やら副市長
が替わるたびに計画が変わっていったという
うわさもございますが、それはちょっと横に
置いておいて……。
将来的に、城址公園というあれだけ大きなま
ちなかの公園を全て市が運営—もちろんにぎ
わい創出の観点からも、全てやっていくとい
うことはもう無理な時代が来ています。
ですから、国土交通省のほうでもパークP F
Iという形でいろいろなことをやっている
と。行政経営課には失礼ながら、富山市は少し乗
り遅れたかなという気はしますが、先ほど公
園緑地課長が言いましたように、ようやく導
入可能性調査をやると言っておりますので、
それに合わせてやっていかなければいけない
なと思っています。

それと御存じのように、お城のある芝生広場側では、例えばメディアの方が大きな食のイベントをやったり、いろいろしておられます。やはり肝になってくるのは松川べり一桜の名所でございますので一あそこを今後どうしていくかというところですよ。

私どもとしても、あのエリアというのは、富山市民にとっては四季を通じた憩いの場でもありますので、そういう整備も含めて、今回の調査で民間活力を導入してどうやっていくのか、公園緑地課としても真剣に、今度は手戻りがないように進めていきたいと考えております。

そういった内容が一定程度御報告できる段階になれば、また委員会のほうでも御案内させていただければと思っております。

村上委員

今ちらっと出ましたが、松川公園、いたち川公園も隣接というかくっついていまして、その辺りまで含めてイメージをしていかないと。高岡古城公園や兼六園と比べるとたしか富山城址公園は小さかったはずですよ。そんなに広くないので、松川公園、いたち川公園も含めたマネジメントを考えないとなかなか広がりを見せないのかなと。

さらに言えば、県の施設一何でしたか、知事

公舎の跡にできた……

（「文学館」と発言する者あり）

村上委員 松川公園へ行けば高志の国文学館へも行けるわけですよね。その辺りも民間では考えると思うのですけれども、松川公園、いたち川公園はこの黒い枠の中に入っていないのです。そこまでも視野に入れながらということは考えておられるのでしょうか。

建設部長 村上委員がおっしゃったように、隣接のいろいろな施設と連携しながらやらないと、にぎわいの創出ということにはなかなかつながっていかないと思いますので、そういったものも含めて検討するべきだと考えております。

尾上委員 今ほどの話ですけれども、比べる対象が少し大き過ぎて、参考にはならないのかもしれませんが、大阪市では大阪城公園で指定管理制度を導入しておりまして、私が勉強したときには大阪城公園は指定管理料ゼロ円で、年間1億円ほどの収入が市にあるというふうに伺っています。

そのようなことは到底無理だとは思いますが、けれども、何もかも行政の考え方でやり方を

決めるのではなくて、臨機応変に一国宝だとか県に指定された重要な文化財ですとか、そういうものをいじくるのは駄目だとは思っていますけれども、それ以外は何でもやっていいよぐらいの大きな心で指定管理をしていただいて、今ほど村上委員の話の中にもありましたように、大きな視野で指定管理料ゼロ円、ある程度収入があるぐらいのことをできるところを指定管理者に選定していただいて—これは中心市街地にある本当に立派な公園なので、有効活用していただければいいなというふうに思います。

建設部長

確かに尾上委員が言われるとおりで、御案内のとおり、昨年度はトライアル・サウンディングという形で城址公園の芝生広場のところで2事業を行いました。

本来であれば、公園内で火気—火ですね—を使うことは禁止なのですが、トライアル・サウンディングの中では火を使えるようにしてバーベキュー的なことをやってみたり、昨年度はいろいろなチャレンジをして、それなりの実績は上がっています。可能性はあると思っています。委員がおっしゃったように、あまり固い概念ではなく—最終的に公園は、市民の方に使っていただく、喜んでいただくこと

いう所だと思っていますので、その辺はやはり柔軟に考えていきたいと思えます。

竹田委員 議案説明資料の6番の富山市営住宅条例等の一部を改正する条例制定の件で、主な業務の範囲の中に、市の業務として不正入居者への明渡し請求とありますが、この不正入居者というのは、どういう事由のもので、現在も件数はあるのでしょうか。

市営住宅課長 件数は今手元にはございませんが、例えば市との契約がないのに入居しておられるというようなことがあります。以前住んでおられた方が亡くなられたりすると、その後、例えば家族の方が住んでいるといったことがあったりするのですが、その方ときちんと入居の継承という行為が行われておらず、こちらから退去するようにお願いをしても、そこにずっと居座られるという方などが考えられます。そういう方がおられます。

竹田委員 そういう話は聞いたことがあるのですが、やはり本当にそういうことが一件数は少ないでしょうけれども一あるということでございます。これは治安ですとか、いろいろな面で不安でございますので、ぜひこういう面でも力

を入れていただきたいと思います。

岡部委員 今の市営住宅の条例改正に関連してですが、まず、これは初めて指定管理を導入するというものでいいですか。

市営住宅課長 はい、さようでございます。

岡部委員 少し細かい話になるのですが、改正の目的として、サービスのさらなる向上を目的にと記載がありますが、具体的にどのようなサービスが向上するのかということが少し見えないのです。具体的に何かあれば教えてください。

市営住宅課長 今、委員がおっしゃったことは、例えばメリットと言われることになってくるかと思うのですが、まず、民間の事業者の皆さんは、いわゆる接客に関してノウハウを持っておられるとっております。また、水漏れですとか住宅機器の修繕などにつきましても、市よりもかなり早く、迅速な対応ができるのではないかと考えております。これは民間事業者からの提案になりますので、独自の提案をしていただけないかと思っております。

あと、民間の方に管理業務をやっていただくことで、効率的な運営ができるようになります。その削減された分を老朽化した市営住宅の施設の改修などに充てることによって、住宅の長寿命化を図ることもできるというふうに考えておりました、サービスが今よりも向上するのではないかと考えてございます。

岡部委員 サービスの向上になれば非常にいいことだなと思っております。

改正の内容の中に、家賃の収納に関する業務というものがあわけですが、これは、市に代わって家賃を徴収するという業務になるのですか。違いますか。

市営住宅課長 まず、住宅の使用料は市の収入になります。ただし、例えば家賃の滞納が比較的軽い方に対しましては、そちらのほうに回っていただいて、そこで現金の収受をしてもらうということを考えてございます。それについても、全て市のほうに後で振り込んでいただくという形で考えております。

岡部委員 指定管理者が家賃を扱うということは法律でも禁止されていますので、それはそのとおりだと思っております。

あと、市長が認める業務と書いてあるのですけれども、これが非常にファジーな感じに見えるのです。具体的にこういうことを新たに指定管理者にやってもらいますよということになると思うのです。場合によっていろいろあると思うのですけれども、そのことについて、何か具体的に議会で報告をされるということがあるのかどうか、お伺いします。

市営住宅課長 おっしゃるとおり、これから選定して、優先交渉権者を決めていくわけで、その後、契約行為一協定を結ぶことになるのですが、細かい規定というのはその中で出てくる場合もございます。そのときに、その他市長が定めるものという中で、お互いに話を進めながら決めていこうかと思っております。その概要につきましては、優先交渉権者が決まった後一先ほども申しましたように、令和2年12月定例会に債務負担行為の指定議案を出させていただきますが、細かい内容につきましては別途報告することは、今のところ考えていないところでございます。

岡部委員 たくさんの市営住宅がありまして、私も過去に市営住宅にお世話になったこともあるのですけれども、駐車場の管理などについては、

町内会のような形でやっているケースが非常に多いわけです。徴収して市に納めるということになるわけですがけれども、場所によっては消雪装置を独自につけたというところもあるかと思うのですね。そういうところにトラブルが今後発生しないように、ぜひ慎重にやっていただきたいなと思っています。

委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第109号、議案第110号、議案第115号、議案第116号、議案第118号、以上5件を一括して討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第109号、議案第110号、議案第115号、議案第116号、議案第118号、以上5件を一括して採決いたします。各案件は、原案のとおり決することに御異議

はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第35号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリーパーク公社）、

報告第36号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

公園緑地課長

〔報告第35号について、
議案書により説明〕

土木事務所管理課長

〔報告第36号について、
議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、

新洪水ハザードマップ説明動画について、当局の報告を求めます。

河川課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設部所管分を終了いたします。

これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和２年６月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和2年6月定例会
建設委員会記録署名

委員長 押田大祐

署名委員 村家博

署名委員 柞山数男